

用語説明

(1) 面的評価

幹線道路（高速道路、国道、県道、4車線以上の市道など）を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表となる1地点の等価騒音レベルを測定することにより、評価区間内の道路端から50mの範囲にあるすべての住居等の等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成した戸数や割合を評価するものです。

(2) 等価騒音レベル

ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものです。

(3) 近接空間及び非近接空間

面的評価を行う幹線道路から50mの範囲にあるもののうち、次の①、②を近接空間といい、それ以外を非近接空間といいます。

① 2車線以下の車線を有する幹線道路は、道路端から15m以内の範囲

② 2車線を超える車線を有する幹線道路は、道路端から20m以内の範囲